

工 事 技 術 検 査 要 領

〔平成30年3月23日〕
〔29技管第623号〕

（目的）

- 1 この要領は、独立行政法人水資源機構の所掌する工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

（技術検査の実施）

- 2 ① 技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。
② 技術検査は、原則として請負工事において独立行政法人水資源機構会計規程（水機規程平成15年度第15号）第73条の検査を実施するときに行うものとする。
③ 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中等において契約職又は分任契約職（以下「契約職等」という。）が必要と認めるときは、技術検査を行うことができるものとする。

（技術検査を行う者）

- 3 技術検査は、契約職等又は契約職等が工事請負契約の事務処理要領（水公達昭和37年第4号）第27条の規定により指定した検査員が行うものとする。

（技術検査の方法）

- 4 ① 2の規定により契約職等又は検査員が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。
② 契約職等又は検査員は、技術検査を行うため必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書若しくは物件の掲示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

【参照】①の別に定めるところ－工事技術検査基準

（技術検査の結果の通知）

- 5 契約職等又は検査員は、技術検査を完了した場合は、工事請負契約の事務処理要領第34条の規定により、当該技術検査の結果について、受注者に通知するものとする。

（工事成績の評定）

- 6 契約職等又は検査員は、請負工事について技術検査を完了した場合に、並びに、統括監督職員及び主任監督職員は、工事が完成したとき（指定部分完了含む）に、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。

【参照】別に定めるところ－請負工事成績評定要領

（工事成績評定の通知）

- 7 契約職等は、検査員等から評定の提出があったときは、別に定めるところにより、受注者に通知するものとする。

【参照】別に定めるところ－工事成績評定通知実施要領

附則

この基準は、平成30年4月1日より実施する。